

地域包括支援センター瑞穂野運営規程

(事業の目的)

第1条 地域包括支援センター瑞穂野指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定介護予防支援事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所が要支援認定を受けた高齢者等及び事業対象者に対し、適正な指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所における指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントは、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 要支援状態及び事業対象者になった場合においても、対象者が日常生活の自立に向けて意欲を持って取り組むことを支援する。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、要支援状態及び事業対象者にあってもその悪化をできる限り防ぐことを目的として行う。
- (3) 事業所の運営に当たっては、関係市町村ならびに他の保健医療、福祉サービス提供主体との連携に努める。

(職員の職種、員数)

第3条 事業所に勤務する職員、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 主任介護支援専門員 | 1名 |
| (3) 保健師または経験のある看護師 | 1名以上 |
| (4) 社会福祉士 | 1名 |

(職員の職務内容)

第4条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 事業所の従業員は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし緊急時は電話等により、24時間、通常連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの内容及び提供方法)

第6条 事業所の行う指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの内容は次のとおりとする。

- (1) 要支援者及び事業対象者の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容ならびに担当する者を定めた介護予防計画書等を作成する。
 - (2) 介護予防計画書に基づくサービスの提供が確保されるように、介護予防サービス提供事業者等、その他の者との連絡調整を図る。
 - (3) その他、介護予防計画の達成に必要な事項を行う。
- 2 介護予防計画及び介護予防ケアマネジメント計画の作成に当たっては、アセスメント、課題分析を十分行うものとする。
 - 3 介護予防計画及び介護予防ケアマネジメント計画の原案に位置づけたサービスについての調整を図るため、サービス担当者会議を開催する。
 - 4 介護予防計画及び介護予防ケアマネジメント計画の原案について説明を行い、利用者からの同意を得る。
 - 5 介護予防計画及び介護予防ケアマネジメント計画に基づき、モニタリング、評価を行う。
 - 6 利用者の相談を受ける場所は事業所の相談室を基本とし、利用者、家族等から希望があった際は、自宅、病院等利用者の状況に適した場所で相談の上決定する。

(利用料)

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料は、介護報酬の告示上の額若しくは宇都宮市介護予防・日常生活総合事業の実施に関する要綱による額とし、当該指定介護予防支援事業等が法定代理受理サービスであるときは利用料を徴収しない。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は宇都宮市瑞穂野地区とする。

- 2 その他、利用者等の特別な事情がある場合はこの限りではない。

(従業者研修)

第9条 事業所は、職員の資質の向上を図るため、次のとおり研修会の機会を設定する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 資質向上のための研修 適宜

(従業者の留意事項)

第10条 従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を他人にもらしてはならない。また従業者でなくなった後も業務上知りえた利用者、その家族の秘密を他人に漏洩してはならない。

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整理
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するとともに、連携を図りながら対応策を講じることとする。

(感染症対策の強化及び業務継続に向けた取り組みの強化)

第12条 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な支援が継続的に提供できる体制を構築するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続に向けた計画書を策定する。
- (2) 感染症予防、災害時の対応等必要な研修を実施または参加する。
- (3) 業務継続に向けた会議や委員会を開催または参加する。

(その他の事項)

第13条 この規程に定めのない事項、他の運営に関する重要事項は社会福祉法人東晴会及び事業所の管理者の協議に基づくものとする。

附 則

平成18年 4 月 1 日適用

平成29年 4 月 1 日改定 介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴い、介護予防ケアマネジメントの文言を追加記載し適用

第3条第3号 2名を1名以上に変更

令和 3 年 4 月 1 日改定 第11条 虐待の防止に関する事項を追加記載し適用

第12条 感染症及び継続的な支援体制構築を追加記載し適用